

埼玉県立精神医療センター医療観察法病棟に入院中の皆様へ

ー医療観察法重度精神疾患標準的治療法確立事業への参加についてー

このたび埼玉県立精神医療センター(以下、当院)は、厚生労働省が実施する「重度精神疾患標準的治療法確立事業」に参加する事となりましたので、ここにお知らせ致します。これは、厚生労働省が全国の医療観察法指定入院医療機関に対して参加を要請している事業であり、当院として検討してきた結果、この要請にお応えする事に致しました。詳細に関しては以下に記します。なお、本事業に関する問い合わせは、下記「問い合わせ窓口」に照会されます様お願い申し上げます。

平成29年11月

埼玉県立精神医療センター

【参加事業名】

医療観察法重度精神疾患標準的治療法確立事業

【事業主及び担当部署】

厚生労働省 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室

【本事業を実施する幹事病院】

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院

【本事業の目的及び意義と事業概要】

重度精神疾患について、より効率的な治療法等の確立を目指し、治療水準の向上を図るため、全国の指定入院医療機関における対象者・医療等に関する情報を評価・分析できる仕組みを整備し、医療の質の向上につなげる事を目的としています。

全国の指定入院医療機関の診療データ等について必要事項を匿名化した上で抽出・集積し、評価・分析等が行われます。評価・分析等の結果は、指定入院医療機関へフィードバックが行われます。本事業において収集される情報は、個人情報保護に配慮し個人を特定できない形で集計されます。

【本事業の対象者及び利用する資料】

対象となる方

全国の指定入院医療機関の医療観察法病棟で入院中の方及び入院治療を受けた方

利用する資料・情報等

診療録より以下の情報が抽出されます。

事例番号／全国統一対象者番号／入院時年齢・年齢分類、抽出日年齢・年齢分類／性別／審判決定時の診断・重複障害／入院医療機関による診断・重複障害／対象行為種別／入院決定日、再入院、再処遇／特定医療機関1項入院・2項入院の実施日数、特定病床1項入院・2項入院の実施日数／指定入院医療機関転入院日・転出／退院日等／退院時処遇・転院理由・入院処遇日数・治療ステージ別総日数等／倫理会議討議件数(デポ剤使用・m-ECT・クロザピン処方・同意の得られない緊急治療・行動制限及び各項目の承認・非承認

の別)／処方(入院時初回・ステージ変更・1-2 回目の入院継続申請・退院申請の各治療評価会議時点および規準日)／共通評価項目(中項目・小項目)の評定、(入院時初回・ステージ変更・1-2 回目の入院継続申請・退院申請の各治療評価会議時点および規準日)／GAF(入院時初回・1-2 回目の入院継続申請・退院申請の各治療評価会議時点)／ICF(入院時初回・初回の入院継続申請・退院申請の各治療評価会議時点の評定)／隔離・拘束の回数・総日数、初回・最終の隔離・拘束の実施日の入院歴日、行動制限の実施理由、観察頻度／事件地都道府県／少年法触法行為の回数、これまでの少年触法行為の内容／成人刑法犯の有無、これまでの犯罪の内容、仮釈放での遵守事項違反、矯正施設収監通算期間、犯罪に関連した入院歴／薬物問題の有無、初回薬物、主たる依存薬物／アルコール問題／その他の異常(身体合併症)／院内暴力・院内自殺企図

【問い合わせ窓口】

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院

電話(代表):042-341-2711

病院 第二精神診療部:平林直次

精神保健研究所 司法精神医学研究部:河野稔明